



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所 だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/ hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成 22 年 1 月号

# 新年おめでとうございます

依頼主様のお力になれますよう、所員一同日々研鑽を積んでまいります。  
本年もどうぞよろしくお願いいたします。



鳥取県社会保険労務士会セミナー

参加無料

## ～ 伸びる企業の人材確保術 ～

日 時 1月28日(木) 午後1時30分～3時30分

会 場 皆生グランドホテル天水(米子市皆生温泉4-18-45)

「人材確保の基礎知識」「有期契約労働者活用のポイント」「助成金の活用」など、即役立つ  
情報満載。ぜひご参加ください!

参加ご希望の方は 1月22日(金)までに当事務所までお申し込みください!

建設業の事業主の皆様  
ご存知ですか?

## 経営事項審査について

建設業の経営事項審査は、「経営状況」「経営規模」「技術力」「その他」の4つの事項から成り、これらの総合評定値を基に申請をします。「その他」の中に労働福祉の状況についての項目があります。

項 目	評 点	備 考
雇用保険未加入	- 3 0	賃金不払い件数は自己申告項目のため廃止
社会保険の未加入	- 3 0	退職一時金・企業年金は1つの評価項目に統合
建退協加入	1 5	
退職一時金・企業年金制度の導入	1 5	中退共・特退共の加入
法定外労災補償制度の加入	1 5	(社)全国労働保険事務組合連合会 (財)建設業福祉共済団 (社)全国建設業労災互助会など

満点を45点とし、各評点を1.5倍して計算する。 15点×1.5=22.5点

退職一時金の項目で 22.5点 法定外労災補償の項目で 22.5点

中退共・労災共済とも加入の事業所は 合計45点の満点評価になります。

経営事項審査に有利な、中退共と労保連労働災害共済への加入をお勧めします!

## 「がん検診」の前進をめざして

### 特定検診偏重でいいのか

国のがん対策推進基本計画では、がん検診の受診率数値目標として「2012年までに50%」と掲げられましたが、2008年にスタートした特定健診・保健指導（メタボ健診）の事務に忙殺されるなどの理由から、到達は困難な状況です。

検診は、トータルで国民の健康を診るものであってほしいものです。

### 早期発見が何より大切

国立がんセンターでは、がん検診の有効性が示されれば受診率が上がることが予想されるため、がんの種類別の詳細分析やがん患者の生存率調査、がん診療連携拠点病院別のデータ整備などが鍵を握るとして、そのデータ公開を検討しています。

「がん大国」と言われる日本では、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われています。がんは早期発見できればかなりの確率で助かるということを考えると、国はもっとガン対策に力を入れてほしいと思います。

我々国民も、がん検診にもっと関心を持つ必要があります。

## 「労働審判」の申立件数が増加しています！

2008年における「労働審判」の申立件数が2,052件（前年877件）と急増しています。2009年は9月末時点で2,553件となり、すでに前年の件数を大幅に上回っています。

### 労働審判のメリット

労働審判のメリットとしては、原則として3回以内の審理で解決が図られるため、通常の訴訟よりも迅速な紛争解決を図ることができる点が挙げられます。制度スタート以降、申立てから審判終了までの平均日数は「約74日」となっています。

また、申立ての際に必要な印紙代も通常の民事訴訟の半額となっており、費用的なメリットも大きいと、労働者側からの申立てが多いようです。

### 今後も増加傾向か？

昨年来の不況により、解雇、雇止め、派遣切りなどをめぐる労使間のトラブルが増加していることが、労働審判の申立件数の増加につながっていると考えられます。

会社側としては、労使間のトラブルを生じさせないような取組み（適正な労務管理、就業規則・社内規程の見直しなど）が、今後、より重要になってくるでしょう。

## 「雇用保険法」の改正案

### 「雇用保険法」の改正案

厚生労働省は「雇用保険法」の改正原案をまとめ、その内容を明らかにしました。来年の通常国会に改正案を提出し、来年4月からの施行を目指すとしていますので、今後の動向に要注目です。

#### （1）加入に必要な雇用見込み期間の短縮

雇用保険への加入の際に必要な雇用見込み期間について、現行の「6カ月以上」から「31日以上」に短縮するとしています。この適用拡大により、新たに255万人が雇用保険の加入対象になると試算されています。

#### （2）雇用保険料率の引上げ

労使折半とされている雇用保険料率について、現行の「0.8%」から「1.2%」に引き上げるとしています。

#### （3）未加入扱いの遡及期間の延長

保険料を納付したにもかかわらず手続上の問題により未加入扱いとなった人の遡及期間について、現行の「2年まで」から「2年超」とするとしています。

## 契約の明確化・文書化が円満な労使関係のポイント

入社される場合...労働条件等を明示した「労働契約書」又は「労働条件通知書」の作成・交付等  
退職される場合...退職理由等を明記した従業員本人からの「退職願い」の受け取り

または事業主からの「解雇通知書」を作成・交付等

これらの書類について、「ひな型」も用意しています。当事務所までお気軽にご相談ください。